

城里町住宅新築工事等助成を活用下さい！

城里町では、定住人口の増加、住宅工事の助成及び地域経済の活性化を図るため町内施工業者(町商工会会員)を利用し住宅の新築・建替・リフォーム工事のうち一定条件を満たしたものについて、施主に対し工事費用の助成を今年度より行っております。

1. 助成対象者

申請者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- 1.(完了)実績報告書を提出する時点で町民であること。
- 2.町税等の滞納がないこと。

2. 助成対象住宅

個人住宅 自己の居住の用に供する住宅(母屋)が対象です。

- 1.新築・建替工事は、居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上である。
- 2.リフォーム工事は、木造及び非木造の個人住宅・併用住宅の機能、安全性、耐久性、居住性等を維持し又は向上させるために行う増築又は修繕工事のもの。



3. 助成対象工事

対象となる工事は下記の要件をすべて満たすものです。

- 1.50万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の新築・建替工事。
 - 2.10万円以上(消費税及び地方消費税を含む)のリフォーム工事。
 - 3.町内施工業者(商工会会員)との請負契約等(消費税及び地方消費税を含む)による工事。
 - 4.交付申請し、その後工事に着手した工事。但し、今年度は4月より着手した工事も申請可能。
- * 申請は、申請者(本人と同居の家族を含む)に対して1回限りです。

4. 助成の金額

- 1.新築・立替工事の助成の額は、工事金額の10%で最高50万円を限度とし、現金(振込)で支給します。
- 2.リフォーム工事の助成の額は、工事金額の10%で最高10万円を限度とし、現金(振込)で支給します。

5. 平成30年度助成受付の期間

新築・建替工事:平成30年6月1日から平成31年2月末日(工事完了)*予算の範囲内申請受付順です！

リフォーム工事:平成30年6月1日から平成31年2月末日(工事完了)*予算の範囲内申請受付順です！

6. 留意事項

- 城里町住宅新築工事等助成金申請窓口 城里町商工会
- 交付申請受付時間 *午前9時より午後4時(12時から13時までの間と土日祝日は除く)

お問い合わせ先 城里町商工会 城里町阿波山 38-4 tel 029-289-2132

リフォームの対象となる工事

個人住宅・併用住宅で 自己の居住の用に供する部分（母屋）が対象となります。

助成工事内容Q&A

	工 種	対象	特記事項
1	屋根のふき替え・塗装、外壁の補修・塗装	○	
2	内壁の補修・塗替え、壁紙張替え	○	
3	床又は天井の補修・張替え	○	
4	玄関等出入口の補修・付替え	○	
5	間取り替え	○	
6	台所、風呂、トイレ等改良工事	○	
7	防音、断熱工事	○	
8	ガラス(サッシ)取換え	○	
9	畳の取換え・表替え	○	
10	建具の取換え	○	
11	住宅のバルコニー等の設置	○	
12	居室の増築工事	○	
13	住居内の電気設備工事	○	
14	電化製品のみの取付工事	△	製品の購入費は対象外、工事費のみ可
15	住居内の給排水設備工事	○	
16	耐震補強工事	△	他補助制度あり補助金を除く
17	バリアフリー工事	×	
18	太陽光発電、太陽熱利用設備	×	
19	室内カーテンの取換え	×	購入が主であるため対象外
20	防犯用ライト等の取付け	×	購入が主であるため対象外
21	下水道の屋外つなぎ込み工事	×	リフォームでないため対象外
22	住宅の取壊し(全部・一部)工事	×	リフォームでないため対象外
23	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォームでないため対象外
24	住宅と別棟の倉庫、車庫、物置の工事費	×	住宅本体以外は対象外
25	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	×	住宅ではないので対象外
26	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事費	×	住宅本体以外は対象外

○対象 △条件により対象 ×対象外

お問い合わせ先

城里町商工会 城里町阿波山 38-4 TEL 029-289-2132

ホームページにてのご案内は [http:// www.shirosato.biz/](http://www.shirosato.biz/)